

環 第 6 0 0 号  
平成18年12月28日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県知事 堂 本 暁 子

一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大栄～横芝)建設事業に係る  
環境影響評価準備書に対する意見(通知)

平成18年7月25日付けで送付のあった標記準備書について、環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。

当該準備書について、環境の保全の見地に立ち、大気質、水質、自然環境等の調査、予測及び評価並びに環境保全対策を慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、首都圏中央連絡自動車道の一部として、東関東自動車道との連絡施設となる大栄ジャンクション(仮称)と千葉東金道路二期の終点である松尾横芝インターチェンジとの間を連結する自動車専用道路を建設するものとなっています。

事業実施区域及びその周辺の多くは、谷津田が入り組んだ里山地域となっており、猛禽類をはじめ希少な動植物の生息、生育が確認されるなど、良好な自然環境が残された地域であることから、事業の実施に当たっては、事業実施区域周辺を含めた自然環境の保全に十分配慮する必要があります。

また、当該計画路線は、成田国際空港に係る航空機騒音等の問題が顕在化している地域を通過することから、自動車交通騒音のより一層の低減を図り生活環境の保全に努める必要があります。

記

## 1 全般にかかわる事項

- (1) 環境影響評価の前提条件となる交通量について、平成42年の計画交通量を設定した妥当性を明らかにすること。

- (2) 自動車の走行に係る影響については、平成42年を対象とした長期の予測であり、予測の不確実性が大きいことから、事業計画が具体化した段階で交通量等の予測条件の推移を確認し、必要に応じて予測、評価を見直し、環境保全措置を講ずるとともに、事後調査を実施すること。

## 2 大気質にかかわる事項

- (1) 供用時の浮遊粒子状物質について、予測のバックグラウンドとして設定した濃度の妥当性を検討し、必要に応じて予測、評価を見直すこと。
- (2) 供用時の大気質について、ジャンクション等の特殊部における予測地点が最大の影響を受ける地点であることを濃度分布図等を示すことにより確認し、必要に応じて予測、評価を見直すこと。
- (3) 施工時の粉じんについて、季節別の平均月間工事日数を用いて予測しているが、季節別の最大月間工事日数を用いて予測、評価すること。

## 3 騒音にかかわる事項

供用時の騒音に係る環境保全措置について、自動車の走行による騒音の低減効果のある排水性舗装を採用すること。

## 4 水質にかかわる事項

施工時の濁水対策について、放流先河川及びその下流域の利水状況を踏まえた放流水の浮遊物質の管理目標値を設定し、事業計画地内の土壌を用いて沈降試験等を行ったうえで、適切な規模の沈砂池を設置すること。

## 5 自然環境にかかわる事項

### (1) 動物について

#### ア 猛禽類について

- (ア) B地区のオオタカについて、計画路線から約0.2kmの地点で新たに営巣が確認されたことから、二営巣期の調査を行ったうえで予測、評価し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- (イ) サシバについて、予測に用いた生息好適地について餌動物の生息状況及び利用が見込まれる営巣木、営巣林の分布状況なども含めて見直し、再度予測、評価すること。

- (ウ) サシバについて、Ⅰ地区及びⅧ地区において事業実施区域に近接して営巣が確認されていることから、繁殖期には工事を実施しないこと。
- (エ) オオタカ及びサシバに対するコンディショニングについて、専門家の指導、助言を得ながら、工事着手前に生息環境への影響の低減を図るための具体的な手法を検討すること。また、これらの繁殖に影響が生じるおそれがある場合、工事中断を含め適切な対策を講ずること。
- (オ) オオタカ及びサシバについて、工事の実施に伴い生息が確認されなくなった場合は、専門家の指導、助言を得て、再度営巣が可能となる生息環境の保全、創出を図ること。
- (カ) 猛禽類の環境保全措置として行うこととしている林縁保護植栽及び法面緑化について、植栽する種の選定に当たっては、猛禽類や餌動物の生息環境の保全に加えて、周辺植生との整合等にも配慮すること。
- (キ) オオタカの事後調査について、事業実施の影響をより詳細に把握できるように、生息状況調査に加えて餌動物の調査も実施すること。  
なお、餌動物調査の実施に当たっては、専門家の指導、助言を得て、餌動物の生息密度なども把握できる手法を用いること。

## イ その他の動物について

- (ア) 動物の予測、評価について、「周辺に生息可能な環境が存在する場合においては、生息地の消失・縮小による影響は極めて小さい」としているが、改変部から周辺に移動した場合の地域個体群への影響を含めて、見直すこと。
- (イ) 昆虫について、生息が確認された「ガガンボモドキ科の一種」についても重要な種として取り扱うこと。
- (ウ) カワセミについて、事業実施により設置するボックスカルバートを移動経路として利用するとしているが、道路上の飛翔も考慮したうえで、再度予測、評価し、必要に応じて環境保全措置を追加すること。
- (エ) 水生生物の環境保全措置については、濁水対策を実施することとしているが、水質、水量等の影響も考慮して実施すること。

## (2) 植物について

- ア アオネカズラについては、再同定の結果、千葉県での分布記録がないオシャグジデンドラと判明したことから、生育状況の確認を行うとともに、重要な種として取り扱うこと。
- イ 重要な種の生育が確認された群落について、重要種の生育地点を再確認するとともに本来の生育環境との整合性や外来生物の観点等からも検討したうえで、重要な群落を設定すること。
- ウ 設定した重要な群落について、設定経緯を示すとともに、位置、面積等を具体的に明らかにしたうえで、再度予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- エ 大径木・古木について、種ごとの重要性及び希少性を考慮して、再度予測、評価し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- オ 重要な植物の移植については、専門家の指導、助言を得て、移植時期、方法、場所等に関する具体的な手法を検討したうえで実施すること。

## 6 景観にかかわる事項

日常的な視点場からの景観について、ジャンクション等の特殊部においても予測、評価し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

## 7 地下水にかかわる事項

- (1) トンネル工事による地下水及び湧水への影響について、施工時における地下水位、水質、湧水量等の監視を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。
- (2) 多古町喜多大原の産業廃棄物中間処理場跡地周辺において汚染地下水の浄化対策が行われていることから、当該地域近傍において工事を実施する場合は、汚染地下水の拡散が懸念される工法の採用は避けること。